

2019年度「海外商標対策支援助成事業」 公募のご案内

1 事業目的

本助成事業は、自社ブランドによる海外販路拡大を目指すに当たり、進出予定国において出願され権利化された第三者の有する商標又はその類似商標がビジネスの障害になっている中小企業等に対して、当該障害となっている商標の取消や無効化に要する行政手続き及びそれに関する行政訴訟（民事訴訟は含まれない）の費用、これらの手続に伴う示談、和解、損害賠償等に関する弁護士・弁理士費用（示談、和解、損害賠償自体の金銭は含まれない）及びこれらの遂行に必要な調査のための費用の一部を助成し、取消や無効化に関する戦略の策定、体制の構築、進捗状況に応じた対策を継続的かつ強力に支援することによって、中小企業等の自社ブランドによる国際展開を後押しし、東京の産業を牽引する企業を創出することを目的としています。

2 公募受付期間

随時

なお、予算がなくなり次第受付を終了します。

※本助成金の交付を受けようとする方（以下、申請者という。）は、事前に、所定の様式の申請書に必要事項を記入し、東京都知的財産総合センターにご予約のうえ、**来所による相談を受けてください。**その後、当該申請書に必要書類を添えて、**直接来所のうえ、提出してください。**

※相談・申請書等は申請者（代表者又は知財担当者）ご本人が直接ご来所ください。

※書類提出は、事前予約制です。提出日時を予約してください。（郵送不可）

3 事業内容

（1）助成対象経費：**別添1を参照**

（2）助成対象となる期間：**2019年4月1日から2021年12月31日**

助成対象期間は年度ごとに3期に分かれます。

2019年度（第1期）2019年4月1日から2020年3月31日

2020年度（第2期）2020年4月1日から2021年3月31日

2021年度（第3期）2021年4月1日から2021年12月31日

各期終了後に実績を確認・検査した上で、助成金を交付します。

（3）助成率：1／2以内 助成金限度額：500万円（3期通算）

（4）助成対象となる事業：

- ・助成対象となる期間内に、特許事務所、法律事務所等への発注（契約）・実施・支払が完了するものです。助成事業を行うために必要な所定の経費で、係る経費を申請者ご自身が特許事務所、法律事務所等に直接支出していることが確認できるものであるものとします。
- また、助成事業の同一年度の交付決定は、一中小企業者等につき1案件とします。

4 申請資格

申請にあたっては、以下の（1）から（3）までの全てに該当していることが必要です。

(1) 次のアからウのいずれかに該当している者

ア 中小企業者（会社及び個人事業者）

中小企業者とは、以下に該当する事業者で、大企業が実質的に経営に参画していない者。

業種	資本金及び従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※「大企業」とは、前記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者。ただし、次に該当する者は除く。

（ア）中小企業投資育成㈱ （イ）投資事業有限責任組合

※「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる。

※「業種」は中小企業庁が作成する、日本標準産業分類との対応表に基づいて判断

イ 中小企業団体

中小企業等協同組合法に基づく組合又は中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる団体であって、その構成員の2分の1以上が東京都内事業所で実質的に事業を行っている中小企業である者。

ウ 一般社団法人、一般財団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める一般社団法人又は一般財団法人であって、一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有している者、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出されている者。

(2) 次のア、イのいずれかに該当し、それぞれの条件を満たす者

ア 法人

（ア）基準日（申請年度の4月1日）現在で、東京都内に登記簿上の本店又は支店があること

（イ）基準日現在で、1年以上、東京都内事業所で実質的に事業を行っている、又は、引き続く事業期間が1年に満たないが、東京都内で創業し、東京都内事業所で実質的に事業を行っている者

イ 個人事業者

（ア）基準日現在で、東京都内に開業届出があること

（イ）基準日現在で、1年以上、東京都内事業所で実質的に事業を行っている、又は、引き続く事業期間が1年に満たないが、東京都内で創業し、東京都内の事業所で実質的に事業を行っている者

※ 助成事業の成果を活用し、東京都内で引き続き事業を営む予定であること。

(3) 次の全てに該当する者

ア 同一内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていないこと。

イ 同一内容で公社が実施する他の助成事業に併願申請していないこと。

ウ 事業税等を滞納（分納）していないこと。

- エ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- オ 過去に公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- カ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、「活用状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。※「活用状況報告書」等を未提出の方はご相談下さい。
- キ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- ク 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- ケ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断されるものでないこと。
- コ その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものでないこと。

※東京都内事業所で実質的に事業を行っているとは、東京都内所在を証するために申請書に添付する登記簿謄本や開業届けに記載された所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることをいい、申請書、ホームページ、名刺、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断されます。

5 応募方法

事前予約の上、所定の様式に必要書類を添えて、直接提出してください（郵送不可）。

（１）提出書類

①海外商標対策支援助成事業助成金交付申請書（第１号様式）

提出部数 ３部（正１部・副２部）

（※）申請書は東京都知的財産総合センターのホームページよりダウンロードして作成してください。URL <http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>

②添付書類 別添２のとおり

（２）提出場所：東京都知的財産総合センター

（東京都台東区台東１－３－５反町商事ビル１階）

（３）受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00（土曜・日曜・祝日は除く）

（４）留意事項

- ・申請書は、A４サイズ・片面記載で、クリップ止めとしてください。
- ・添付書類は、原則としてA４サイズとしてください（両面記載可、ホチキス止め可）。
- ・申請書及び添付書類に不備がある場合には提出できません。
- ・申請書及び添付書類の提出後の内容追加や変更はできません。
- ・提出いただいた申請書及び添付書類は、採択の可否に関わらず返却いたしませんので、ご了承ください。

※相談・申請等の他、採択後の事務連絡・検査等についても、申請者（代表者又は知財担当者）ご本人に直接ご対応いただきます。

6 審査

（１）審査について

提出いただいた申請書類に基づき審査を行い、助成対象者を決定します。書類審査を原則としますが、必要に応じ面接審査を行う場合があります。

（２）審査の視点

- (ア) 対策の目的の妥当性
- (イ) 対策の緊急性
- (ウ) ビジネス上の障害状況及び対策の効果
- (エ) 対策に関し入手した情報の根拠の妥当性

(3) 審査結果について

審査結果は書面にてお知らせします。審査の結果、不採択となることがあります。なお、不採択の理由等は一切お答えしておりません。

(4) 交付決定について

- ・助成金申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。
- ・採択の際に通知する助成金額は、助成金交付金額の上限を示すものであり、事業完了後に助成金の額が確定します（交付予定額から減額されることがあります）。

7 助成対象者に決定された後の注意事項

(1) 各期の資金計画書について

交付決定後速やかに 期別（年度別）の資金計画書を提出していただきます。

(2) 実績報告について

各期終了後、原則として14日以内に実績報告書に必要書類を添付して提出していただきます。

完了検査後、助成内容に適合すると認められた経費について、上記の助成率に応じて助成金を交付します。

(3) 帳票類の保管・整備について

実績報告に添付する必要書類として、助成事業に係る経費の確認のために、次の証拠書類の写しを提出していただきます。

- ①見積書
- ②契約書（注文書・注文請書）
- ③相手国へ提出した翻訳文
- ④国内弁護士、弁理士及び相手国代理人からの請求書
- ⑤振込控え（通帳、当座勘定照合表等、決済の確認が可能なもの）
- ⑥相手国代理人への送金額及び為替レートの分かる書類（海外送金計算書等）
- ⑦その他必要と認められる書類

これらの書類には、申請者が代理人に業務を依頼したこと・その代理人が業務を遂行したこと・申請者がその代理人に対価を支払ったことがわかるように発信者名及び受信者名が記載されていることが必要です。

また、完了検査において原本を確認しますので、上記書類の保管・整備が必要となります。

(4) 経費の支払方法について

助成事業に係る経費の支払いは、支払いの事実を客観的に把握するために、金融機関の申請者名義の口座からの振込払いを原則とします。

(5) アドバイザー等による支援について

冒認商標対策、海外商標出願、商標侵害対応等に通じた専門のアドバイザー等が貴社を訪問し、現在の進捗や今後の侵害対応方針について相談に応じます。その他、海外商標対策戦略のブラッシュアップを行うなど貴社に密着した支援を実施します。

(6) その他

必要に応じて、東京都中小企業振興公社の海外展開相談等経営支援メニューをご利用いただけます。

8 助成事業完了後の注意事項

(1) 活用状況報告書の提出

助成事業が完了した年度の翌年度から3年間、海外商標対策の状況等について、活用状況報告書を提出していただきます。

(2) 関係書類の保存

助成事業に係る関係書類及び帳簿類は助成事業が完了した年度から起算して5年間、保存していただきます。

9 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者、助成事業者による委託先の事業者その他助成事業の関係者が次のいずれかに該当した場合は、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。また、助成金が既に交付されている場合は、期間を定めて返還していただくことがあります。

(1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。

(2) 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(3) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。

(4) 東京都内事業所で実質的に事業を行っているとは認められないとき。

(5) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であることが判明したとき。

(6) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。

(7) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。

(8) その他、公社が助成事業として不適切と判断したとき。

10 知的財産に関する無料相談について

東京都知的財産総合センターでは、当該助成申請の有無に関わらず、中小企業の皆様からの知的財産全般に関する相談を行っておりますので、ぜひお気軽にご利用ください【無料・予約制】。

【問い合わせ先】

東京都知的財産総合センター

電話：03-3832-3656／FAX：03-3832-3659

Email：chizai@tokyo-kosha.or.jp

(別添 1)

【助成対象経費】

以下（１）～（４）の条件全てに適合する経費で「助成対象経費一覧」に掲げる経費

- （１）助成対象者として決定を受けた事業を実施するための経費
- （２）助成対象期間内（２０１９年４月１日から２０２１年１２月３１日まで）に助成対象者による発注（契約）、実施、支払いが行われた経費
- （３）助成対象の確認が可能であり、本助成事業に係るものとして明確に区分できる経費
- （４）助成対象で得たものの所有権が助成対象者に帰属すること。

助成対象経費一覧

経費分類	区分	具体的費用
情報収集関連費用	証拠収集費用（初期情報）	出願商標情報入手費用（出願者、出願番号、出願日、登録日、商標、区分）、翻訳費用、代理人費用（国内、現地）
	調査費用	・対象企業情報（個人の場合も含む。） ・対象商標情報 ・対象国における対象商標使用状況（使用の有無、使用開始時期、使用規模・範囲） ・対象国での保有商標（登録している場合に限る。） ・代理人費用（国内、現地）
異議申立 不使用取消審判 無効審判 情報提供	行政手続費用	異議申立、不使用取消審判、無効審判に関する行政機関に支払う手続費用、商標出願に対する情報提供に関する費用、代理人費用（国内、現地）
	証拠収集費用	上記に関する証拠収集・調査関連費用、公証費用、翻訳費用、代理人費用（国内・現地） 鑑定書（意見書、見解書）費用
	示談、和解、損賠賠償	異議申立、不使用取消審判、無効審判提起後にこれらに関連して行われた示談、和解、損害賠償請求に関する代理人費用（国内・現地）。なお、示談、和解、損害賠償自体の金銭は助成金の対象とはしない。
行政訴訟	行政訴訟費用	異議申立、不使用取消審判、無効審判に関する行政訴訟のために裁判所に支払う手続費用、代理人費用（国内、現地）
	証拠収集費用	上記に関する証拠収集・調査関連費用、公証費用、翻訳費用、代理人費用（国内・現地） 鑑定書（意見書、見解書）費用
	示談、和解、損賠賠償	行政訴訟提起後にこれに関連して行われた示談、和解、損害賠償請求に関する代理人費用（国内・現地）。なお、示談、和解、損害賠償自体の金銭は助成金の対象とはしない。

【助成対象外経費の例】

対 象 外 経 費	○ 国内消費税 ○ 民事訴訟に関する費用 ○ 鑑定費用（意見書、見解書）について、セカンドオピニオン以降の費用 ○ 口頭による鑑定（意見、見解）の費用 ○ 出願の費用（中間手続きに係る経費、登録料、維持年金等も含む） ○ 手続き期限を延長するための費用 ○ その他海外商標対策に直接関係しない経費 ○ 帳票類が不備の経費 ○ 他の取引と相殺して支払いが行われている経費 ○ 他社発行の手形や小切手、クレジットカード等により支払いが行われている経費（原則振込払い） ○ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引 ○ 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費 ○ 発注または契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内に済んでいない経費
--------------	--

(別添 2)

【助成金交付申請書に添付する書類】

	添 付 書 類	部数
法人	1 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（発行 3 か月以内のもの）	各 1 部
	2 法人事業税及び法人都民税の納税証明書（直近のもの） 業歴が 1 年未満の場合は、受付押印のある法人設立・設置届出書控えの写し	
	3 確定申告書の写し（税務署へ提出した直近 2 期分の「確定申告書全ての写し（別表一～一六、決算書および勘定科目明細を含む全て）」。創業 2 年未満の法人は直近 1 期分。未決算企業は代表者の直近の「源泉徴収票」と資金繰り表（書式自由）又は試算表）	
	4 社歴（経歴）書〔会社概要でも可〕	
	5 親会社が中小企業であることを証する書類（申請者が子会社の場合）	
	6 第三者が有するビジネスの障害となっている類似商標等の登録原簿若しくはそれに該当する資料の写し又は出願中の公報等の記載若しくはそれに該当する資料の写し	各 3 部
	7 ビジネスの障害となっている類似商標等に関し申請者が有する商標の公報若しくはその写し又はそれに相当する資料の写し なお、出願中の場合は、先行商標調査報告書（調査内容及び調査結果等）とその調査結果に基づく登録可能性についての見解書（弁理士等専門家による見解が望ましい）及びその見解書の概要	
	8 国内及び現地代理人費用、調査費用、翻訳料等の代理人作成の見積書の写し	
	9 その他理事長が必要とする資料	
個人	1 住民票の写し（発行 3 か月以内のもの）	各 1 部
	2 受付押印のある個人事業の開業届出書控えの写し	
	3 個人事業税の納税証明書（個人事業税を課税されない場合は、所得税又は住民税の納税証明書）（直近のもの）	
	4 確定申告書「収支内訳書又は青色申告決算書（貸借対照表を含む）」の写し（直近から 2 営業期間分）	
	5 経歴書	
	6 第三者が有するビジネスの障害となっている類似商標等の登録原簿若しくはそれに該当する資料の写し又は出願中の公報等の記載若しくはそれに該当する資料の写し	各 3 部
	7 ビジネスの障害となっている類似商標等に関し申請者が有する商標の公報若しくはその写し又はそれに相当する資料の写し なお、出願中の場合は、先行商標調査報告書（調査内容及び調査結果等）とその調査結果に基づく登録可能性についての見解書（弁理士等専門家による見解が望ましい）及びその見解書の概要	
	8 国内及び現地代理人費用、調査費用、翻訳料等の代理人作成の見積書の写し	
	9 その他理事長が必要とする資料	

(注1) 事業協同組合等の団体は①定款、②組合員名簿を添付してください。

(注2) 一般社団法人、一般財団法人の場合は、定款を添付してください。

(注3) 添付書類の中に、日本語以外の言語のものがある場合は、日本語の翻訳文をあわせて提出してください。

(注4) 見積書として、少なくとも次の事項が記載されたものを添付してください。

①宛先（申請者名）

- ②作成者名及び押印（外国の代理人の場合は押印に代えて自筆署名でも可）
 - ③作成日
 - ④相手国の代理人手数料（翻訳料を含む場合はその旨を明記すること）
 - ⑤国内の弁護士、弁理士手数料
 - ⑥翻訳料（④に含まれない場合）
 - ⑦消費税
 - ⑧見積書を作成するに当たり、想定した為替レート
 - ⑨「助成対象外の経費は見積に含まない」旨を注記すること。
- （注5）受付押印のある法人設立・設置届け出書控え、あるいは個人事業の開業届出書控えを紛失した場合、税事務署で開示請求をして提出済の証明を受けてください（証明書が発行されるまでに数か月かかる場合があります。詳細は税務署にお問い合わせください）。

東京都知的財産総合センター